

第34回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第34回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成27年8月10日 午後1時30分から午後2時45分まで
3	会 場	安曇野市役所 4階 大会議室西
4	出席者	浅川 隆委員、臼井咲子委員、山田一茂委員、増田英治委員 岡江 正委員、宮崎崇徳委員、柳澤吉保委員、矢澤久男委員 青木武良委員、内川勝治委員、加藤 進委員、召田義人委員 松枝 功委員、宮澤豊次委員、牧 宏友委員、下里 巖委員
5	事務局	都市建設部：横山部長 都市計画課：細萱課長、山浦係長、本郷副主幹、 田中主査、中嶋主任
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成27年8月25日

協 議 事 項 等

会議の概要

1. 開会
2. 挨拶（都市建設部長 横山、柳澤会長）
3. 審議案件
 - (1) 議案第1号 安曇野市都市計画道路吉野線、本村線の変更（案）（安曇野市決定）
 - (2) 議案第2号 安曇野市都市計画用途地域の変更（案）（安曇野市決定）

審議結果

異議なしとし、原案どおり可決する。

◆ 説明

【事務局 本郷副主幹】

- ・ 吉野線の変更は、起点の位置を変更、線形の変更、幅員の一部を12mに変更。
- ・ 本村線の変更は、吉野線変更に伴う起点の変更。
- ・ 変更理由は、吉野線は豊科高校へ通学する学生の利用が多く、小学校の通学路としても利用されている路線であり、現道は幅員が狭く、歩道もないため自動車通行や歩行者、自転車利用者の通行に危険が伴うため。
- ・ 平成22年度に行われた安曇野市都市計画道路見直し調査の結果、中央通線が廃止となり、都市計画道路網を形成していた2つの路線の連続性が確保されない状況となっているため、都市計画道路網の連続性を確保するとともに、道路機能の分担を明確化する。
- ・ 公聴会の開催を6月8日に公告したが、公述の申し出はなかった。
- ・ 計画案の公告を行い、7月16日から29日までの2週間計画案の縦覧を行った。意見書の提出はなかった。

【事務局 田中主査】

- ・ 都市計画道路3・6・6号吉野線、3・6・7号本村線の変更に伴う、用途地域界の変更。
- ・ 今までは、現道から25mが用途界であったが、都市計画道路の変更により、都市計画道路から25m外側を第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域に変更する。
- ・ 公述申出がなく公聴会は中止。計画案の公告をして縦覧を行ったが意見書の提出はなかった。

◆ 質疑

【矢澤委員】

- ・ 本村線、吉野線それぞれ国道147など、交差点協議、付加車線がつけてあるのかどうか。本村線の終点のところ、堀金との境界になるが、道路網としてどのように考えているのか。

【事務局 細萱課長】

- ・ 付加車線については交差点協議の結果つけることとなっている。
- ・ 本村線の都市計画決定の西は、ラウンドアバウトが施工され、建設課の事業で進めている。西町通線まで進む計画である。全体的には将来計画にむかって幅員、歩道を設置する形で計画している。

【柳澤会長】

- ・ 用途の変更について、既存不適格建築物、形態規制、斜線規制といったもので要件に引っかかるようなものはあるか。

【事務局 田中主査】

- ・ 本変更では1件建ぺい率が引っかかるものがあるが、変更に対して問題はない。
- ・ 全体的に影響する場合は、用途自体を見直す。

4. その他

(1) 安曇野市の土地利用制度について

◆ 説明

【事務局 細萱課長】

- ・ 議会から土地利用制度に関する提言をいただいた。情報提供ということでご報告したい。
- ・ 手続きの簡略化については、住民がまちづくりに参加するルールをとりいれた仕組みであるため、説明会、現在の縦覧期間が必要と考えている。しかし、手続き上簡略化が図れるところもあるため、必要な部分は改正していく。
- ・ 拠点、準拠点、田園居住の拡張については、それぞれの区域に白地農地が約237ヘクタールあり、開発余地の確保という点では十分であるため拡充は行わない方針である。
- ・ 田園居住、田園環境の最低敷地面積の緩和であるが、田園環境区域については田園環境との調和や良好な農地の保全を重視する区域であり、住宅周りに十分な緑化を施すために最低限必要な面積として300㎡という設定をしている。また優良田園住宅の基準も参照した。
- ・ 田園環境区域開発の3辺接続を2辺接続に変更については、宅地化を連鎖的に広げないことを重視しており、田園環境区域自体が開発誘導の優先度の低い区域であり、拠点市街区域や準拠点市街区域、田園居住区域内にまだ十分な開発の余地がある。2辺の接続は開発事業地の周辺状況から土地利用審議会で特定開発事業の認定手続きの中で審議するということが本来の土地利用制度の姿である。
- ・ 田園環境区域内の開発面積1000㎡未満から3000㎡未満に変更については、10戸の住宅開発は田園環境区域において核となる基本集落に相当する規模で、住民に与える影響は大きいと考える。個別の周辺の土地利用条件で、これについても特定開発事業の認定手続きの中で審議することが、本来の土地利用制度の姿ではないかと考える。また、基本集落内の開発事業地の面積は、1000㎡以上3000㎡未満は基本計画で認めていくかどうか検討したい。
- ・ 道路幅員を5mから4mに変更について、5mの道路幅員の中にさらに有効幅員4mということで決まりがある。すべてが5mの道路幅員を確保していなければいけないということではない。明確な定義等見直しの中で検討する。
- ・ 田園環境区域内の白地、宅地の対応を別途定めるよう検討されたいという提言について、基本計画に整合しないものは、特定開発事業というのが土地利用の姿であるかと思う。また、今回の見直しの中で農地転用済みのものについての取り扱いは検討していく。

- ・ インター東80haの用途地域指定を検討について、振興ビジョンなどの上位計画に土地利用の方針を盛り込むことによって、工業分野も商業分野も可能性が出てくると考えている。地方版総合戦略の中での位置付けも視野に入れ政策部とも協議をしていきたい。

◆ 質疑

【松枝委員】

- ・ 議会からの提言をなぜここで説明するのか。
- ・ 都市計画審議会ではどういう位置づけになるのか。

【事務局 細萱課長】

- ・ 基本計画については、都市計画審議会から意見を聞くことと条例に謳われている。
- ・ そのための情報提供である。

【松枝委員】

- ・ 議会の議員はより市民に近い位置にある。市民の皆様の実情を踏まえて、開発したいとか、土地を売りたいとか、そういう立場、場面を経験しているため、こういう提言になっている。
- ・ 市は、白地がまだ約230haある、もっと他に対応する場所がある、田園環境区域の青地にやる必要はないといっている。
- ・ 議会としては、住民の皆さんの生の声をお聞きしながら提言をしている。

【加藤委員】

- ・ 審議会で資料を提出いただいたことは大変結構だと思う。
- ・ 私も一市民である。ここにいるメンバーの皆さんも一市民である。こういうことはオープンにして提示していただくことは非常に結構なことである。
- ・ 市が合併して10年になるが都市づくりのこの条例は、今は過渡期であり、きちんと実施していくような形の一つの時点ではないかと考える。
- ・ みんなで作った背景、設定の根拠で条例が出来たので最大限尊重して、きちんとまずそれを進めるという立場のほうが望ましいと考える。
- ・ 提言の内容では、安曇野の景観というものが損なわれるのではないかと、懸念を提言の内容から感じた。
- ・ 街並みの景観、田園の景観、山麓山間の景観、こういった連続、点から線、線から面の立体的な安曇野の誇る景観というものは我々の誇るべきものだと思う。

【矢澤委員】

- ・ 線引きを廃止して条例に移行した。線引きの御蔭で豊科はスプロール化を防げたのではないかと考える。
- ・ 都市計画の観点からは、この条例になった中で土地利用を有効にうまくすべきである。拠点市街、準拠点市街にだいぶ未利用地あり、全国的にも課題になっている空き家のある中で、既存の拠点市街地を有効に活用する必要があると考える。
- ・ 3辺接続を2辺にしたりするという緩やかにしていくこと自体が都市計画の観点からいけば好ましくないと考える。